

給付奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生の時の予約採用や、大学等にて春に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2026年春の申込みでは2024年の収入に基づく住民税情報、2026年秋の申込みでは2025年の収入に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳

2024年中の世帯収入400万円で
2025年の予約採用で申込み

給付奨学金の
家計基準を満たしません



51歳 51歳 19歳 16歳

2025年中の世帯収入370万円で
2026年秋の在学採用で申込み

給付奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



（住民税情報は
2026年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のた
めに確認する住民税の情報（収入
の情報）が前年のものであり、そ
れを確認できるようになるのが夏
以降だからです。

今後も、状況が変化した場合、
次の年の秋に申し込めば対象に
なるかもしれません。

詳しい基準は
「**進学資金シミュレーター**」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。